

2018年10月29日

株主各位

東京都品川区大崎一丁目6番3号
日本精工株式会社
代表執行役社長 内山俊弘

第158期中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、2018年10月29日開催の当社取締役会において、第158期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の中間配当について、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

当社定款第33条の規定にもとづき、2018年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

1. 中間配当金……………1株につき 20円
2. 支払請求権の効力発生日
並びに支払開始日……………2018年12月3日（月）

以 上

中間配当金関係の書類は、「第158期中間報告書」と共にきたる11月30日に、お届出ご住所あてにお送りする予定です。